

老朽化した危険な空き家(住宅)を 放置すると 固定資産税が上がります！

空き家の放置による固定資産税への影響について

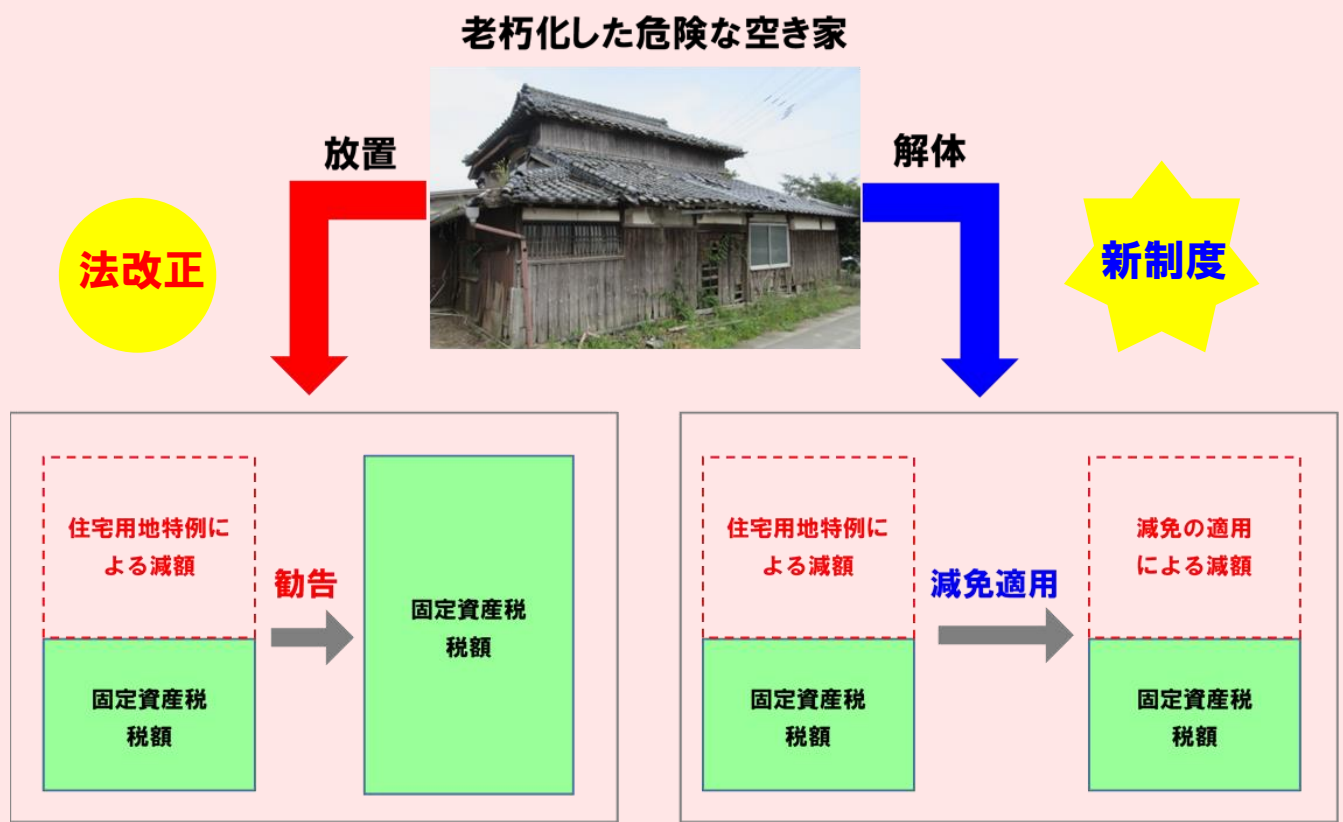
空き家の適切な管理をさらに推進するため、令和5年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正されました。

放置すれば、「特定空家」になるおそれがある老朽化した危険な空き家を「**管理不全空家**」として、市が指導や勧告を行います。

勧告を受けた場合、土地の固定資産税の住宅用地特例が適用外となるため、税額が上がります。

老朽化した危険な空き家を放置せずに、早期に解体をお願いします。

※固定資産税には都市計画税を含みます。



上図のように、勧告を受ける前に、老朽化した危険な空き家を解体すると、跡地の固定資産税の減免制度を適用できる場合があります。

新制度の詳細は裏面をご覧ください。

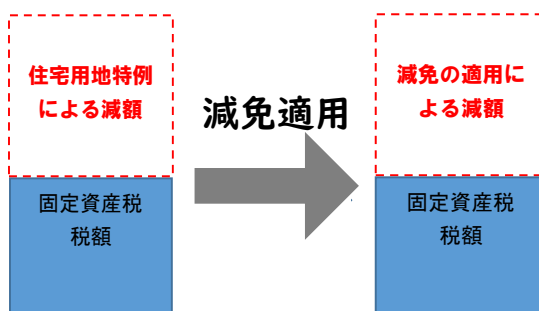
期間限定

空き家解体後の

固定資産税を減免



老朽化した危険な空き家が解体された場合にその跡地の固定資産税を解体前の税額と同等まで減免する制度です。



◆ 要件 (全て満たしていること)

- ・ 老朽化した危険な空き家を解体した後の跡地
- ・ 令和6年6月15日から令和10年12月31日の間に解体されたもの
- ・ 空き家の敷地が住宅用地特例の適用を受けていること
- ・ 跡地の活用予定がなく、売却や賃貸の媒介契約を締結していること など

**まずは要件を満たすか
ご相談ください!**

◆ 減免額・減免期間

【減免額】 住宅用地特例が解除された場合と適用された場合の差額

【減免期間】 解体の翌年度から最長3年間

◆ 手続きの流れ

住宅政策課で手続き

資産税課で手続き

①

②

③

解体補助金
活用時不要
判定申請

解体工事

跡地確認申請

確認
通知書
発行

減免申請

決定
通知書
発行

◆ 問合せ先

久留米市 都市建設部 住宅政策課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

Tel:0942-30-9241 Fax:0942-30-9743

